

# 大衡村復興推進計画

令和 3年1月21日  
宮城県大衡村

## 1. 計画の区域

大衡村全域

## 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本村でも全域において、電気・水道が遮断され、電気の全域復旧まで5日間、水道の全域復旧まで15日間を要し、村道が26路線、水道施設は14カ所、下水道施設は11路線、農林施設も10カ所、一般の家屋被害として建物被害は半壊19件、一部損壊764件と多大な被害が生じた。また、人的被害として行方不明者は1名だったものの、村内の避難所には開設した6日間で延べ1808人が避難した。

こうした被害を受けた本村において、多様な土地利用ニーズの調和を確保しつつ、復興を推進すべく、平成23年7月に「大衡村都市計画マスタープラン」を作成しているが、当該マスタープランにおいて「大衡村の中心的産業である工業の発展を図るため、企業操業環境の維持・向上を支援する基盤施設整備や周辺環境整備を進め、周辺環境と調和した良好な工業地の形成」を図ることとし、併せて「工業団地の利便性を高めるため、新たな流通拠点の形成について検討」をする旨を明記したところである。

なお、現下、引き続き、当該マスタープランの推進を図っているところであり、直近では「第6次大衡村総合計画」においても、「自動車交通の高い利便性を活用した工業や物流等の産業拠点の集積を促進する」こととしているところである。

今回の支給対象事業は、大衡インター近傍の大衡工業団地内に倉庫業の事業者（株式会社東日本エース）が大衡物流センターを新設しようとするものであり、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るとともに、長期にわたる土地利用上の目標に沿うこととなるものである。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本村における倉庫業について、立地企業の事業用の設備投資を支援し、雇用機会の拡充を図ると共に、安定した雇用の確保を促進する。

## 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本村に立地する株式会社東日本エース（以下「対象事業者」という。）に対して、物流センター整備に必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本村の倉庫業は、村内の運輸業、郵便業における従事者数において第2位の中核的産業である。また、本事業は本村の倉庫業における従事者数の約73.2%を占め、本村の倉庫業において中核的な位置づけにある。加えて、設備投資により新規雇用者30名（うち沿岸部から10名）の雇用創出が見込まれる。

このことから、本村における倉庫業の設備投資を支援する当該事業は、目標に掲げた「地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るとともに、長期にわたる土地利用上の目標に沿う」ことを達成するために必要かつ有効な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給の支援を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた事業は、本村の倉庫業の主要企業となる対象事業者が新たに物流センターを稼働させることに伴い、本村における倉庫業の従事者数が増加するとともに、地元企業との取引拡大など経済効果が期待される。

これらの効果は、本村及び沿岸部を含む地域における復興の円滑かつ迅速な推進と、雇用機会の創出など地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、大衡村、株式会社東日本エース、株式会社七十七銀行を構成員とする大衡村復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。